



品川・生活者 ネットワーク

NEWS No.117

2019.12/1



「すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める100万人国会署名活動」を実施。大井町駅頭で。2019年8月27日



「さよなら原発品川アクション」の講演会で武藤類子さん(中央)と。世界中を震撼させた東電福島原発事故。東電刑事裁判は9月19日、東京地裁により「全員無罪の判決」が下された。被災者にとって到底納得できない判決だ。2日後、原告団長武藤類子さんのお話を聞く。2019年9月21日



ひろまち保育園に 再開発!

生活者ネットワークはこれまで品川区に対し、政策決定の経過を明確にするように求めきました。

今夏のひろまち保育園閉園告知は、広町地区の再開発事業が関係しています。当園は待機児童対策のために5年の期限付きで2016年に開園した経緯があります。開設当初、議会では「延長はあり得る」「入園児の全卒園の方針である」という主旨の答弁がありました。

ところが今年8月区は、事業者へ閉園の決定を通知し、保護者には10月の入園申し込みに先駆けて優先転園の働きかけを行いました。

全卒園方針からの転換や閉園がいついつ決定したのか、決算委員会で質したところ「閉園当初から方針に変更はなく、閉園決定は7月の建設委員会で再開発事業の進捗が報告されたことを受けて」と答弁。

2021年の事業着工予定というJRの決定が、突然の閉園告知につながったということです。閉園に驚き動揺する保護者の存在は、この間の区の政策決定や入園時の説明が不適切であつたことを表しています。5年で閉園の方針がない可能性」を前面に出しました。

品川生活者ネットワーク
区議会議員
田中さやか



庁舎建て替えの「必要性を検討」から一転、「広町JR社宅跡地に建設」案が動き出す!

た入園手続きにすべきでした。転園を余儀なくされている子ども家庭への丁寧な支援を引き続き求めていきます。

広町再開発と共に庁舎の建て替えの検討が始まりました。過去に新築と耐震工事を比較し、「新築による膨大な経費」「いながら工事が可能」「耐用年数は25年」を根拠に、2011年に耐震工事を完了した経緯があります。本年6月の時点での、今年度は庁舎の建替えの「必要性」を検討して方針をたてると行財政改革特別委員会で報告。ところが、その2カ月後の8月の同委員会では広町再開発敷地内で新庁舎建設の検討を進めないと、急転直下、方針が変更されています。

庁舎の使い勝手の悪さを利用者は認めますが、「必要性」の結果公表をしないまま、利害関係者だけで議論を進めるのは許せません。建て替えるか否か、どちらにしても、例えは無作為抽出の市民検討委員会を立ち上げるなど住民が主体的に議論に関わる場をつくり、政策形成を図るべきです。

公立学校に「香害」アンケートを実施しました

香害とは、柔軟剤や消臭・除菌剤などの香りの成分が原因で、頭痛やアレルギー反応などの症状が出るなどの健康被害を指します。当事者は、化学物質の曝露による直接的な健康被害と、周囲の無理解により二重に苦しめられている現状があります。

昨年、生活者ネットワークは香害問題を議会で取り上げましたが、区教委の認識は皆無でした。学校現場では給食の白衣、保育現場では洋服やシーツなどの香りから子どもたちが刺激を受けています。「香りがきつい」と感じても、話題にしづらく教員にも相談できずにいる子どもの声も聞かれます。

今年10月に生活者ネットワークは各自治体の公立学校に香害について聞く意識調査を行いました。本区の回答では、給食着の洗濯について強い香りの着香製品の使用自粛を呼びかけている学校が46校中20校ありました。「校内に相談者はいないが、今後の研究課題になるとを考えている」とする記述も見られました。前述の「相談できない子」の存在も想定して、香害による化学物質過敏症対策を求めていきます。

皆さん、ご意見をお寄せください。

今年は、国連「子どもの権利条約」を日本が批准して25年という節目の年。国を挙げて子どもの権利を守ると約束したものの、子どもが保護者から虐待を受けて、生きる権利さえも奪われる事件や、いじめ自死、体罰自死が相次いでいる。

11月1日、都庁議会棟会議室において、子どもの権利擁護のために自治体は何をすべきかを考えるシンポジウムが、子どもの権利条例東京市民フォーラム・ネットワークの主催で開催された。

子どもの権利条例を制定している世田谷区と西東京市から、条例に基づいて子どもの相談・救

済・回復を行う事業が報告された。一方で東京都が2004年から実施している権利擁護相談専門事業は、施設入所の子どもたちはがき相談などで救済効果を上げているものの、要綱設置のため、個人情報の目的外使用が認められない、私立学校などへの立ち入りに際して指導権限が弱いといった課題も浮き彫りになった。

条例で定めることで、予算措置が担保でき、独任制の公的第三者機関として子どもの目線で声を聴くことや調査権限が発揮でき、子どもたちの困難に迅速に対応することができる。

シンポジウムでは日本初の国連・



超党派都議会議員も参加する中、子どもの権利擁護機関を条例で位置づけようと議論が行われた。子ども支援に係る市民や自治体職員も参加して、子どもの相談・救済・回復につなぐ事例に熱心に耳を傾けた。都庁議会棟会議室で。2019年11月1日

INFORMATION

品川・生活者ネットワーク新年集会

★どなたでも、ご参加ください。託児はありませんが、子ども参加大歓迎！

日時／2020年2月1日(土) 14:00～16:30(受付13:30)

場所／きゅりあん第4講習室(5階)

TEL03-5479-4100 FAX03-5479-4110

JR京浜東北線・東急大井町線・りんかい線 大井町駅下車徒歩2分



1部基調講演：「外遊びがはぐくむ子どもの根っこ！」

講師／天野秀昭さん

(特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会理事)

2部リレートーク

参加費／無料

問合せ／申し込みは、品川・生活者ネットワーク TEL03-5751-7105//FAX03-5751-7106

Eメール：shinagawa@seikatsusha.net

子ども権利委員会委員の大谷美紀子さん(弁護士)の講演も行われた。国連勧告は、日本に独立した人権擁護のための国内機関を設置するよう求めている。虐待防止法などの個別法だけでなく、子どもの権利を保障する総合法こそが必要と強調された。